

平成25年度 第5回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

平成25年8月23日開催  
(公開用)

高野町農業委員会

# 平成25年度 第5回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成25年8月23日（金）
- 開会時刻 午前10時30分開会
- 開催場所 高野町役場富貴支所 富貴児童館
- 出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實 4番 柳葵  
5番 井阪晴美 7番 梶谷廣美 8番 尾家富千代  
9番 井手上治己 10番 尾家富千代 11番 井阪征郎

以上10名出席

- 欠席委員 6番 中林敬

以上1名欠席

- 事務局員 事務局長 佐古典英  
事務局員 下西修造 門谷佳彦 垣内 宏樹

- 関係者

- 議事事項 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

議案第8号 農用地区域から除外する措置について

報告第4号 平成25年度農業委員会委員等研修会について

- 議事内容 次のとおり

\*\*\*\*\*午前10時30分 開会\*\*\*\*\*

事務局長

定刻時間になりましたので、ちょっとだけ遅くなりまして、定刻まで何とか間に合ったかなと思うんですけども、農業委員会第5回目でございますが、お集まりいただきましてありがとうございます。

いつも、本来、高野町役場の本庁でするんですけども、富貴、筒香の農業委員さん、半数占めておりますので、年1回ぐらい、ちょっと場所変わったらどうなんていうふうなお話をいただきまして、一昨年も1回、富貴でさせてもらって覚えているんですけども、きょうはこの児童館も改装になりまして、1回、ここでさせてもらおうかということで、富貴で第5回の農業委員会を開催させていただきます。

高野山もちょっと天気、好天が続いて、農家の皆さんにとっても水不足等がいろいろ報道されておりますけども、また、水田のほうは水がまた多すぎたり、西日本では水がなかったりとか、いろんな日本の気象状況が非常におかしいような気象状況ですけども、この高野町において農業をされておる皆さんにつきましても、日照り、また水不足等でいろいろと苦慮されておるんじゃないかなと感じております。

これ、以前、今年の春だったと思うんですけども、いろいろ気象状況に対して対策をとるというふうなお話も役場のほうには舞い込んでくるんですけども、皆さんいろいろ工夫されて、水を谷から運んだりとかいろいろされておるといふ現状も町でも把握しておるんですけども、これが、谷川の水もなくなれば、いよいよいろんな手だても、給水とかというような手だても考えていかなければならないような状況までくるんじゃないかなと、ちょっと心配しておるような状況でございます。

本日の農業委員会で皆さんに御審議いただく案件でございますが、議案として2件と報告1件出させていただきます。

議案としまして、7号、8号議案として「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」と「農地区域外から除外する措置」ということで、皆さんに御審議諮っていただく議案2件と、もう1件は、例年行っております農業委員会の研修について事務局のほうから報告させていただきますので、この件についても、皆さんがまた御参加、御協力いただきたいなど、このように感じておりますのでよろしくお願いいたします。

それから別件なんですけども、ツキノワグマが、クマは年に何回か情報寄せられておるんですけども、ツキノワグマが5月ぐらいから高野町のほうでも出没しておるといふ中で、今年だけは街中、道沿いでクマを見かけたというふうな情報が寄せられて、シカとイノシシとは今、おりをふやしまして、今年、また10機購入しましたので、計25のおりを高野町内のほうで使っていておるといふことと、先日もアライグマの講習も皆さんに受けていただきまして、また、アライグマのおりも10基追加しましたので、有害獣の駆除については何とかいけるんじゃないかと思うんですけども、クマの

ほうが大変心配しておる状況で、クマのおりも・・・内に3カ所仕掛けております。クマのおりはドラム缶でつくったおりなので、ちょっと持ち運びにもなかなか重たくって難儀するんですけど、ケーブル口、ケーブルのちょうど中間地点にクマが2匹おりまして、・・・たんですけど全然動かずに、クマは2匹じゃれあっておるといふうな現状の中で、3日間同じ場所でおったんですけども、そのクマも逃亡してしまったということで、おりになかなか掛からなかったということですけど、実際、クマも小熊かなと思っただんですけど、正面から見たらかなり大きなクマ2匹が目撃、10メートルぐらいのところじゃれあっておるといふうな状態で、つい先日、夕方ですけども、高野山の・・・から来て、あの表通りのところでクマを見かけたということで、ちょっとクマ対策で今、うちの課もばたばたしておるんですけども。

今、そういう状況の中で、これから農家さんにとって、クマももちろん含めてシカ、イノシシ、アライグマ、タヌキという、大変困った状態がどんどん進化してくるんじゃないかなというふうなことも感じておりますので、町としても有害についての駆除についてはできるだけ充実したいと考えておるんですけども、有害駆除のできない保護動物のクマとかそういうものが出てきたときに、一番困った状態でおるような現状でございます。

これ余談なんですけど、きょう、議案2件、報告1件につきまして、初めてこの新しい児童館でさせていただきますので、富貴、筒香の皆さん、どうぞ忌憚ない意見どんどん出していただいで、お願いしたいと思います。

では、1時間程度になると思うんですけど、よろしく願いしておきます。

#### 事務局（門谷佳彦）

ありがとうございました。

それでは、本日の委員会ですが、出席委員10名、欠席委員1名で、欠席委員は6番中林委員でございます。

高野町農業委員会会議規則第9条の規定数を超過しておりますので、本委員会は成立しておりますので御報告をいたします。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員につきまして、事前に議長より御指名をいただいでおります。

本日の署名委員につきましては9番井手上委員、10番尾家委員をお願いいたします。

議長の選出につきましては、当会会議規則第8条により当会の会長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

#### 井阪（征）議長

では、平成25年度第5回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局（門谷佳彦）

議案第7号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別添農地の審議依頼があったので農業委員会の決定について意見を求める。

平成25年8月23日提出、高野町農業委員会 会長 井阪征郎。

議案につきまして、次のページ以降をごらんください。

今回の申請につきましては、合計2件でございます。

まず1件目でございます。

番号25-3、農地の所在地、西富貴字〇〇〇〇〇番他2筆で、場所につきましては次ページのほうに、着色した緑の部分でございます。

登記簿地目については田、現況においても田でございます。

農振区分については、農振農用地内でございます。

面積については、合計3筆で2,233平方メートル、権利の設定については、使用貸借件の設定でございます。

利用権の設定を受ける者の住所氏名につきまして、高野町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、利用権の設定をする者の住所氏名につきまして、橋本市〇〇〇〇〇番〇〇号、〇〇〇〇氏です。

利用目的については、薬用作物の栽培でございます。

期間につきましては3カ年でございます。

賃料については、使用貸借でございますので無料でございます。

今回の審議につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、許可基準としては同法第18条第3項の各要件を満たす必要がございます。

同法の各基準要件につきましては、計画の内容が町における農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合していること、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作または養畜の事業を行うと認められること。

耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが、許可要件となっております。

今回の申請者である〇〇〇さんについては、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含め、全ての農地を効率的の耕作しており、農作業に常時従事する日数が250日以上となっていることから、農業経営基盤強化促進法に第18条第3項の各要件を全て満たしておりますので、許可相当と考えております。

続きまして、番号25-4、農地の所在地、西富貴字〇〇〇〇〇〇番で、場所につきましては後のページにございます緑の着色の部分でございます。

登記簿の地目については田、現況地目についても田でございます。

農振区分については農振農用地内でございます。面積につきましては1,880平方メートル、権利の設定につきましては、使用貸借権の設定ござ

います。

権利の設定を受ける者の住所氏名につきまして、橋本市〇〇〇〇〇台〇〇—〇、〇〇〇〇氏。

権利の設定をする者の住所氏名につきましては、橋本市〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇氏でございます。

利用目的につきましては、花木の栽培でございます。

期間につきましては3カ年、賃料につきましても、使用貸借のため無償でございます。

今回についても、番号25-3と同様の農業経営基盤強化促進法の要件を満たす必要がございます。

今回の申請者である〇〇さんにつきましては、本町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含めて効率的に農作業を行っていること、また、農作業に常時従事する日数は150日以上であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えておりますので御審議を願いたいと思います。

なお、この2件ともでございますが、今回につきましては農地利用集積円滑化団体、農協さんのほうの団体を通じての利用権設定であったことを申し添えます。

以上で、御審議をよろしくお願いいたします。

井阪（征）議長

それでは、順に審議を行いますので、番号25-3について、議席番号〇番、〇〇委員、関連議案ですので、退席をお願いします。

．．．．．（〇〇委員 退席）．．．．．

井阪（征）議長

それでは、質疑に入ります。何かご意見等ございませんでしょうか。

各委員より （「異議なし。」）

井阪（征）議長

異議がないようですので、番号25-3について、承認とします。次に、番号25-4について、審議しますので、〇〇委員に着席する事務局より連絡をお願いします。

．．．．．（〇〇委員 着席）．．．．．

井阪（征）議長

それでは、質疑に入ります。番号25-4についてご意見等ございません

でしょうか。

ご異議がなければ、議案第7号について「可決」とします。

つづきまして、議案第8号「農用区域から除外する措置」について事務局より説明願います。

#### 事務局（門谷佳彦）

議案第8号「農用区域から除外する措置」について、別添のとおり、高野町長より農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき変更するため、同法施行令（昭和44年政令第254号）第3条の規定により、農業委員会の意見を求める。

平成25年8月23日提出、高野町農業委員会 会長 井阪征郎。

次のページに所在地を載せておりますのでごらんください。

農用区域から除外する所在地につきまして、高野町大字上筒香字〇〇〇〇番〇、登記簿地目及び現況地目につきましては、それぞれ畑でございます。

除外する面積につきまして337平方メートル、除外の目的等につきましては、携帯電話無線基地局の設置、空中線系及びその支持物のということでございます。

申請者の住所氏名につきましては、高野町大字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、土地の名義人につきましては〇〇〇〇氏で、もう既に亡くなっているということでございます。

申請者との関係につきましては、親子でございます。

当該土地の利用者の住所氏名につきましては、東京都港区〇〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役社長兼CEO〇〇〇〇氏でございます。

申請者との関係につきましては、借地人ということでございます。

今回の案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく変更を行うため、同法施行令第3条に基づく本会に対する意見照会でございます。

通常農業振興地域の除外については同法第13条第2項の規定による次の要件を満たす必要がございます。

要件につきましては、全部で5要件ございます。

当該土地に除外により農用地等以外の用途に供することが必要性かつ適正であり、他の土地で代えることが困難なことということで、第1号要件について「必要性・適当性・代替性」の検証をする必要があるということでございます。

二つ目については、当該除外により農用区域内の農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、これが第2号要件でございます。

第3号要件としましては、当該除外により農用区域内の効率的かつ安定的

な農業経営を営む者に対する農用地利用の集積に支障がないことということでございます。

四つ目、第4号要件としては、当該除外により農用区域内の同法第3条第3号の規定に施設に支障がないことということでございます。

五つ目としては、同法第10条第3項第2号に掲げる土地を除外する場合は、政令で定める基準に適合していることということでございます。

この第5号の要件としましては、土地改良事業を行った場所のことでございますので、本町については該当しません。

通常、土地改良事業で行ったことについては、事業完了の翌年度から起算して8年間経過していない場合は除外ができないということで、この規定いるものが5要件でございます。

本案件につきましては、冒頭説明がありました携帯電話の無線基地局の設置でございます。

この無線基地局につきましては、同法施行規則第4条の4において公益性が特に高いと認められる事業に係る施設に該当する電気通信事業法による認定電気通信事業に用する空中線系または中継施設に該当するため、上記5要件については満たす必要がないということでございます。

変更理由につきましては、次のページの変更の理由と載っている部分でございます。

当該地において、携帯電話無線基地局を設置したことによって農業上に影響することは考えにくいということから、事務局としてはやむを得なく同意できるものと判断をしておりますので、御審議のほどお願いをいたします。

井阪（征）議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、質問等ございませんか。

各委員より （「異議なし。」）

井阪（征）議長

御異議がなければ、議案第8号について「可決」とします。続きまして、報告第4号「平成25年度農業委員会等研修会」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（門谷佳彦）

報告第4号の前に、先ほどの議案第8号の申請人の〇〇〇〇氏の〇〇が間違っておりましたので、訂正お願いいたします。

報告第4号「平成25年度農業委員会委員等研修会」について、和歌山県農業会議会長より平成25年度の農業委員会委員等研修会の開催について通知があったので、報告します。

平成25年8月23日提出、高野町農業委員会 会長 井阪征郎。



開催要領につきましては、次ページのほうに載っておるところでございます。

目的等書いてありますが、これは毎年、和歌山県農業会議が主催ということで、県内の農業委員会及び農業委員会事務局職員を対象とした研修会でございます。

一昨年につきましては、岩出市において研修会を行った内容の研修でございます。

本年につきましては、伊都のほうで、那賀・伊都合同で開催するとの通知がございました。

委員の皆様につきましては御多忙かと存じますが、御出席のほうお願いをいたします。

また、出席できない方につきましては、御連絡をいただきたいと思っております。

出席につきましては、本会終わってから出欠のほうをお聞かせいただきたいと思っております。

また、研修会当日については、会場まで各自で行っていただきますようお願いをいたします。

以上です。

井阪（征）議長

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質問等ございませんか。

各委員より （「異議なし。」）

井阪（征）議長

御異議がなければ、以上とします。

以上で予定しておりました議案審議は終了しました。

その他について、事務局及び皆様ありませんか。

下名迫委員 はい、3番下名迫です。

研修の日程についてどうなっていますか。

事務局（下西修造）

その件につきまして、前回定例会で説明しましたように、研修の件が、日程のほうは11月15日金曜日、そして11月の16日土曜日、1泊2日ということで、長野県高森町の収穫祭、そして金曜に着きましたら、高森町農業委員会と意見交換会をしたいと思います。しております。

日程表については皆さんにお渡ししたいと思いますので、提案なんです、それで、あと出席なんです、今回、4人出席されています委員さんにつきまして、今回、出席という方向で処理したいと思いますので、欠席委員さん

につきましては、後日連絡とっていただきたいと思いますので、よろしくお  
願いしたいと思います。

.....(本会と関係のない会話の為省略).....

井阪（征）議長

他に特にないようですので、これをもって農業委員会を閉会します。  
長時間ありがとうございました。

\*\*\*\*\*午前11時05分 閉会\*\*\*\*\*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なこ  
とを証するため、ここに署名する。

平成25年9月2日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 9 番 \_\_\_\_\_

署名委員 10 番 \_\_\_\_\_

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。